

東久留米市
障害者施策に関するアンケート調査
報告書（事業所・団体編）

令和8年8月
東久留米市

目 次

I	調査の概要.....	1
1	調査の目的.....	1
2	調査対象.....	1
3	調査期間.....	1
4	調査方法.....	1
5	回収状況.....	1
6	調査結果の表示方法.....	1
II	事業所ヒアリング調査.....	2
1	貴事業所について.....	2
2	障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について.....	10
3	障害者の地域での生活について.....	18
III	団体ヒアリング調査.....	22
1	貴団体の活動状況・課題について.....	22
2	障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について.....	25
3	障害者の地域での生活について.....	28
IV	資料	30
	事業所ヒアリング調査票.....	30
	団体ヒアリング調査票.....	47

I 調査の概要

1 調査の目的

東久留米市障害者計画・第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画の策定にあたり、市の障害福祉施策に対するご意見を伺い、現状の把握分析及びニーズ分析を行い、計画策定に役立てることを目的に調査を実施しました。

2 調査対象

障害福祉関係事業所調査：各種障害福祉サービス事業所として登録のある市内事業所

障害福祉関係団体調査：当事者団体、学校関係団体、発達障害関係団体、難病関係団体

3 調査期間

障害福祉関係事業所調査：令和8年5月22日～令和8年6月12日

障害福祉関係団体調査：令和8年5月22日～令和8年6月12日

4 調査方法

障害福祉関係事業所調査：電子メールによる配布・LoGo フォームによる回答

障害福祉関係団体調査：電子メールによる配布・ヒアリング、LoGo フォームによる回答

5 回収状況

調査票の種類	配布数	回収数	回収率
事業所ヒアリング調査（※）	115件	31件	27.0%
団体ヒアリング調査	8件	4件	50.0%

※事業所内で行うサービス単位で配布数を増やした一方、法人（事業者）単位での取りまとめによる回答が目立った。

6 調査結果の表示方法

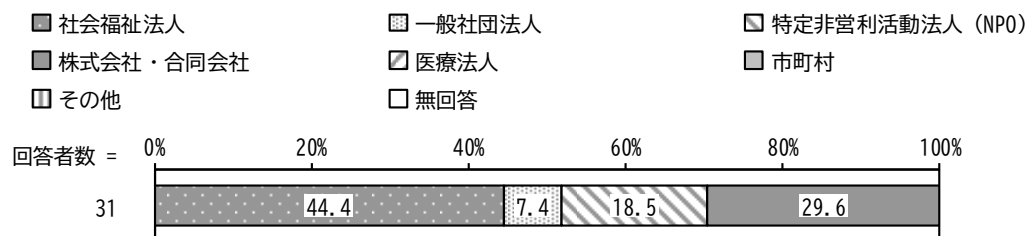
- ・回答は各質問の回答者数を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。
- ・複数回答が可能な設問の場合、回答者が全体に対してどのくらいの比率であるかという見方になるため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・クロス集計の場合、無回答を排除しているため、クロス集計の有効回答数の合計と単純集計（全体）の有効回答数が合致しないことがあります。なお、クロス集計とは、複数項目の組み合わせで分類した集計のことで、複数の質問項目を交差して並べ、表やグラフを作成することにより、その相互の関係を明らかにするための集計方法です。
- ・回答者数が1桁の場合、回答件数による表記としています。また、クロス集計において回答者数が1桁の場合は、コメントを差し控えています。

Ⅱ 事業所ヒアリング調査

1 貴事業所について

問2 組織形態（あてはまるもの1つにチェックを入れてください）

「社会福祉法人」の割合が44.4%と最も高く、次いで「株式会社・合同会社」の割合が29.6%、「特定非営利活動法人（NPO）」の割合が18.5%となっています。

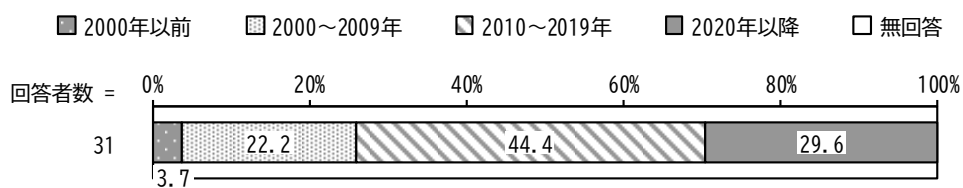


職員数（令和8年4月1日時点）常勤・非常勤

	合計	平均
常勤職員	140 名	5.2 名
非常勤職員	265 名	9.8 名

事業所開設年（西暦で入力してください）（年）

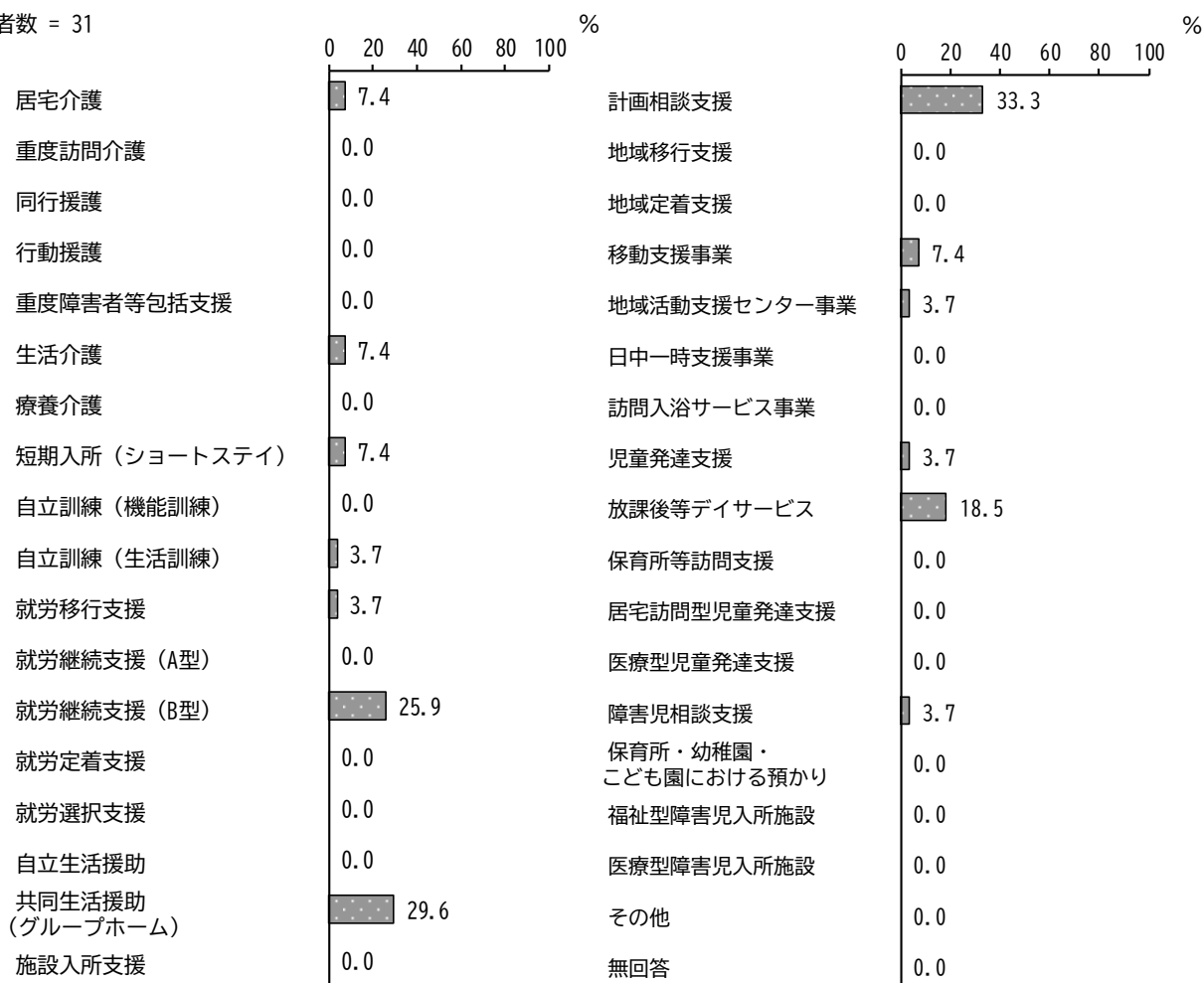
「2010～2019 年」の割合が44.4%と最も高く、次いで「2020 年以降」の割合が29.6%、「2000～2009 年」の割合が22.2%となっています。



問3 現在実施しているサービス（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

「計画相談支援」の割合が33.3%と最も高く、次いで「共同生活援助（グループホーム）」の割合が29.6%、「就労継続支援（B型）」の割合が25.9%となっています。

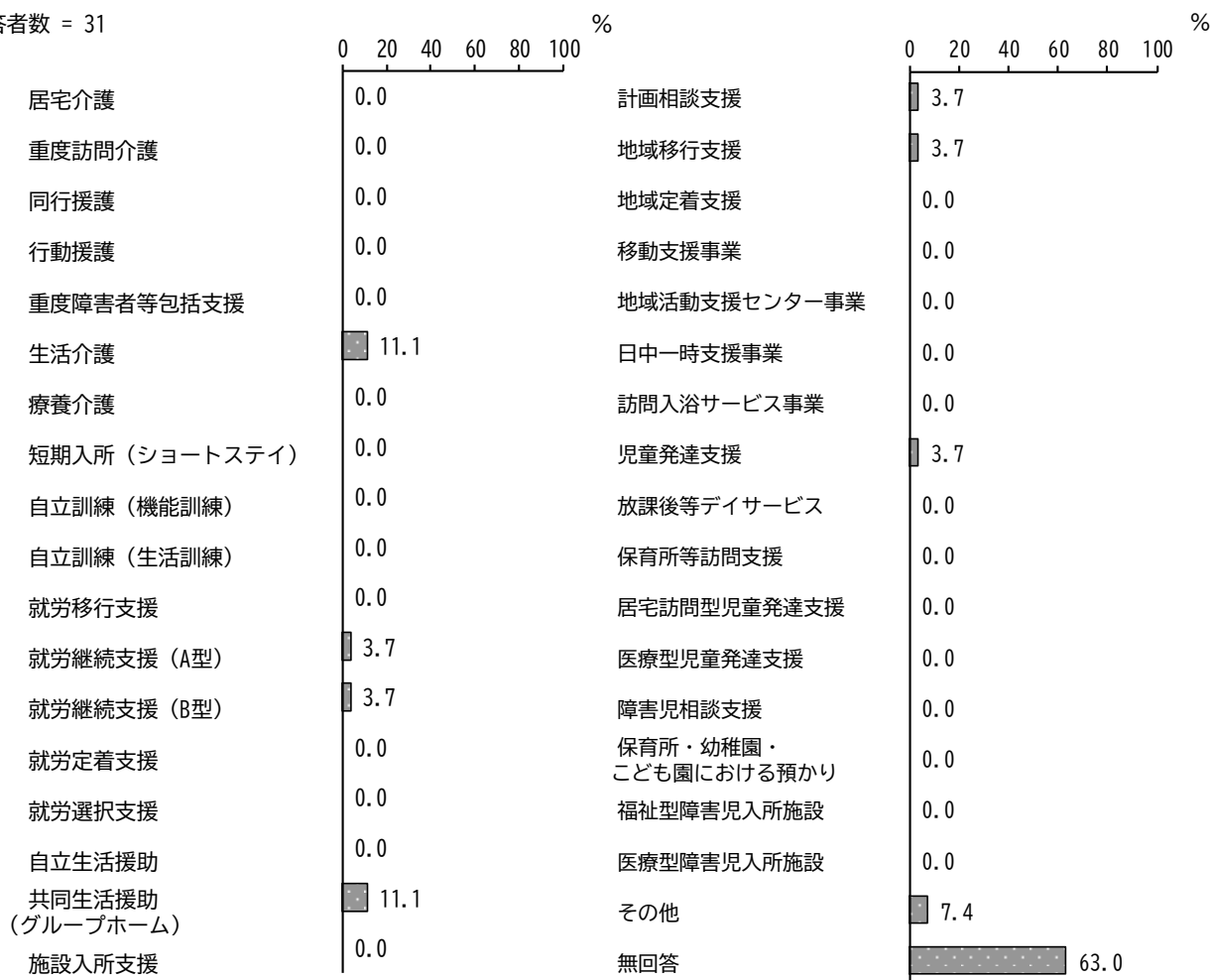
回答者数 = 31



問4 今後新規・拡大を予定しているサービス
(あてはまるものすべてにチェックを入れてください)

「生活介護」、「共同生活援助（グループホーム）」の割合が11.1%と最も高くなっています。

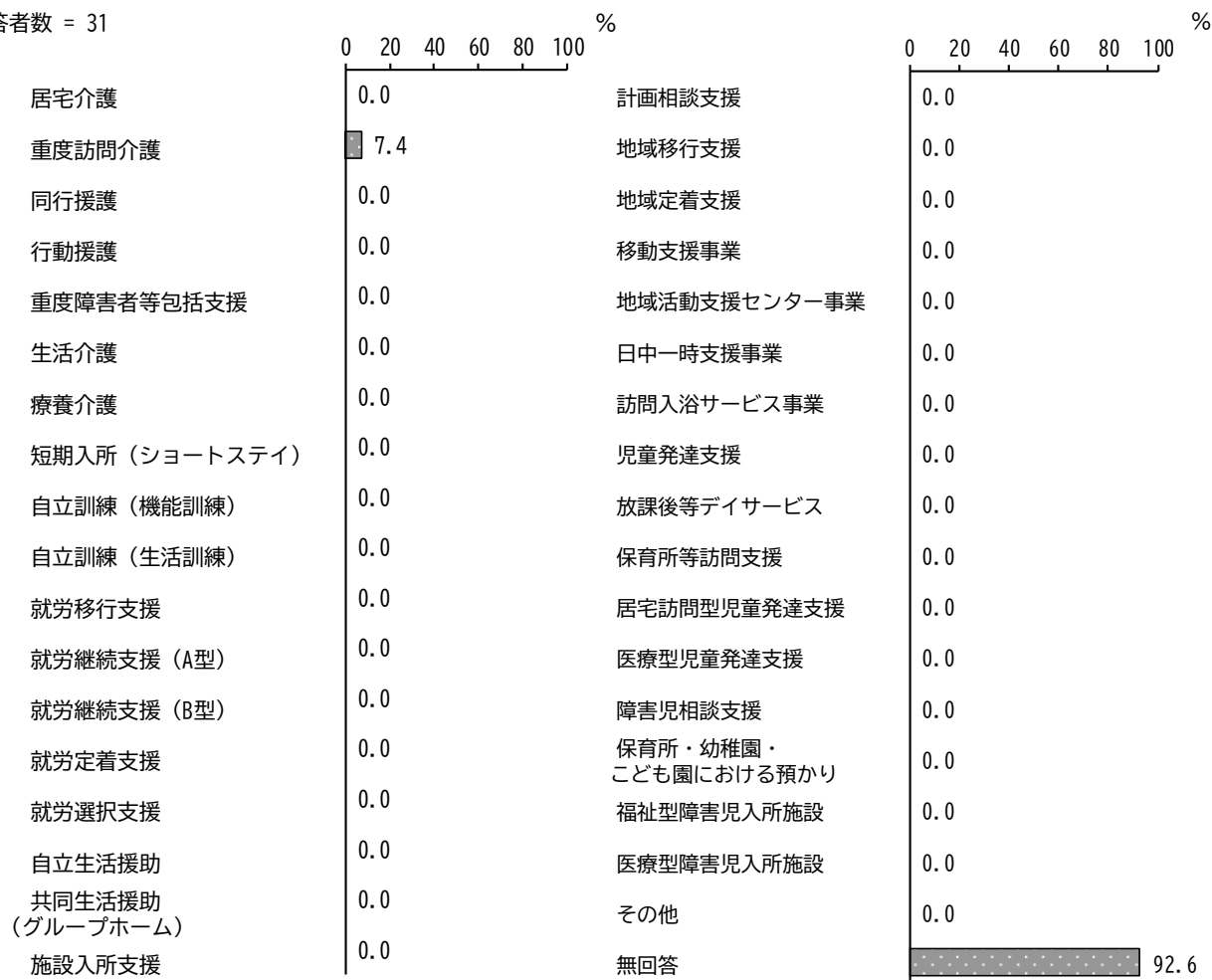
回答者数 = 31



問5 今後廃止・縮小を予定しているサービス
(あてはまるものすべてにチェックを入れてください)

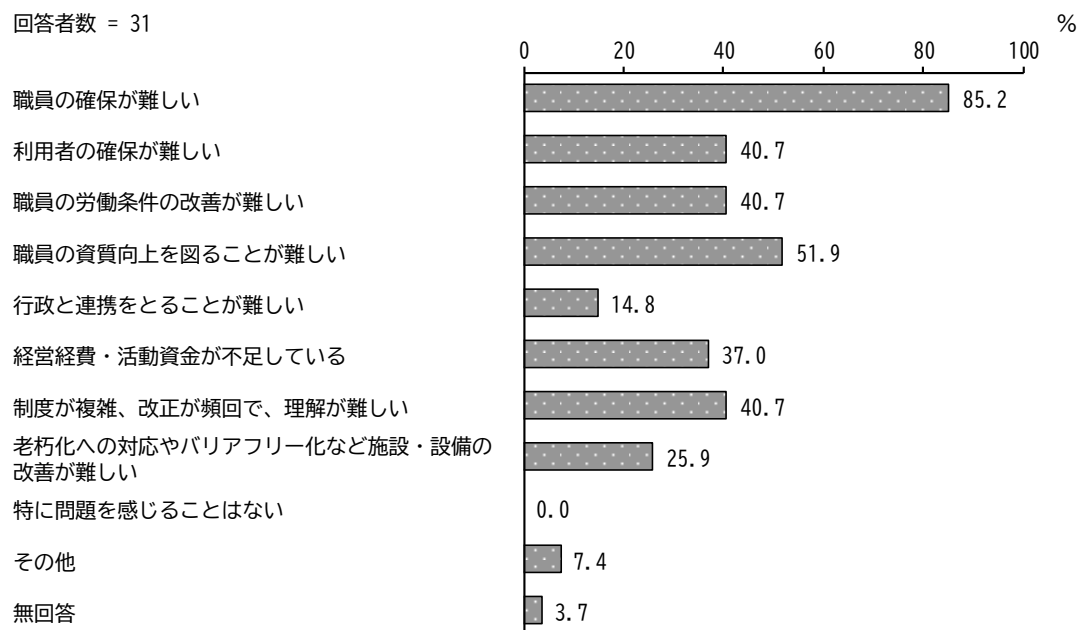
「重度訪問介護」の割合が7.4%と最も高くなっています。

回答者数 = 31



問6 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか あてはまるものすべてにチェックを入れてください

「職員の確保が難しい」の割合が85.2%と最も高く、次いで「職員の資質向上を図ることが難しい」の割合が51.9%、「利用者の確保が難しい」、「職員の労働条件の改善が難しい」、「制度が複雑、改正が頻回で、理解が難しい」の割合が40.7%となっています。



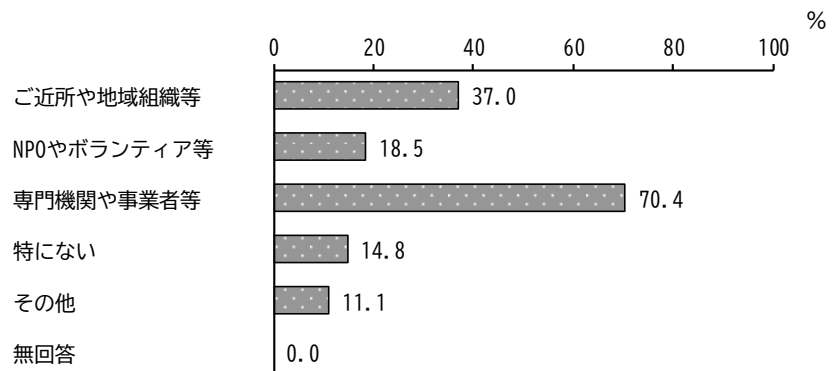
問7 法人や事業所の運営にあたっての課題について、問2でお答えいただいた内容を含め、具体的にご記入ください

- ・ 人材の確保・定着：
職員の確保・定着が難しく、応募は減少傾向にある。職員の高齢化、若手の不足、非常勤職員の募集難、管理者等を担う人材の育成が課題である
- ・ 処遇：
処遇改善は進んでいるが物価上昇に追いつかず、給与水準や福利厚生で他業種と比べ魅力を示しにくい。基本報酬の引き上げについて、国への働きかけを求めている
- ・ 運営体制：
利用者の重度化と保護者の高齢化により、1対1の対応が必要な利用者が増えている。現行の報酬では職員配置が難しい。グループホームの夜間体制や緊急時の人員確保、相談支援専門員の専従配置を可能にする報酬の整備をお願いしたい
- ・ 資金・設備：
事業所の老朽化、修繕、バリアフリー化、設備更新の費用負担が大きい
- ・ 制度・事務：
制度改正が頻繁で複雑なため対応が難しく、ICT化の遅れも業務量の増加につながっている。制度改正をわかりやすく伝えてほしい
- ・ 利用者の確保・周知：
利用者の確保が年々難しくなっている。支援につながりにくい方（ひきこもり等）に支援を届けるための周知・啓発が必要である
- ・ 行政との連携：
担当職員の異動時の引継ぎ、継続的に支援経過を共有できる関係者会議の仕組み、事業所間連携の調整役が必要である

問8 事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体などがありますか あてはまるものすべてにチェックを入れてください

「ご近所や地域組織等」の割合が37.0%、「NPOやボランティア等」の割合が18.5%、「専門機関や事業者等」の割合が70.4%となっています。

回答者数 = 31



問9 問8でお答えいただいた機関や団体などと、連携・協力している内容について、具体的にご記入ください

- ・ 医療・介護：
訪問看護、診療所、訪問薬局・歯科等と、療養情報やサービス利用状況を共有している。通院同行も行っている
- ・ 福祉・教育：
相談支援事業所、他の障害福祉事業所、学校、デイケア等と、サービス担当者会議やモニタリング時に情報を共有している。バックアップ施設の連携協定を結んでいる例がある
- ・ 地域：
自治会・商店会への加入や行事参加、地域の店舗での製品販売、古紙回収等の協力、地域住民・専門家・ボランティアによるプログラム支援がある
- ・ 課題：
市内の事業所間で、横断的な連携や一体感が十分でない。行政による連携の基本的な考え方の提示や調整機能を期待する

2 障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

（１）障害福祉人材の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上について

障害福祉人材の確保・定着に関する取組（専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ICT・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化など）について、また障害福祉サービスの質の向上への取組についてお聞かせください。

- ・ 研修・人材育成：
動画研修、法人内研修、外部研修（都・東社協等）、事例検討、資格取得の推進、新任職員研修などを実施している
- ・ 職場環境：
短時間常勤制度、複数担当制、面談・カウンセリング、休暇制度の整備、ハラスメント相談窓口の設置、処遇改善加算の活用を進めている
- ・ ICT・業務効率化：
記録・請求・勤怠のICT化、タブレットや音声入力の活用、業務の棚卸し・マニュアル化により、事務負担の軽減を図っている
- ・ 採用・広報：
有料求人媒体、コンサルタント、仕事フェア、ホームページの改訂等で人材確保に取り組んでいる
- ・ 課題：
日々の業務に追われ、研修や取組を進める余力が少ない。ICT導入の補助金情報を把握しにくい。福祉職の処遇が専門性に見合っていない
- ・ 行政への期待：
仕事フェアの開催、福祉の魅力の発信、各団体の現状報告・情報共有の場の設定、奨学金返済支援の助成期間の延長、事業所独自研修への補助、実効性のある処遇面の支援を求める

（２）地域移行について

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活に移行できるよう、地域移行を推進しています。グループホームへの移行や日中活動など、施設入所者等が地域生活へ移行する上で必要な支援や課題等についてお聞かせください。

- ・ 受け皿・住まい：
グループホームは増えているが、高齢化・重度化、医療的ケア、夜間・緊急時の対応、支援の質の安定が課題である。サテライト型住居の拡充や、グループホーム退去後の見守りの強化を求める
- ・ 移行時の支援：
信頼関係づくりのための面談、外出同行、公共交通機関の利用練習など、時間をかけた支援が必要である。人員が不足し、十分に提供できていない。入院中・入所中からの生活リズムの調整も重要である
- ・ 連携・仕組み：
病院・施設・相談支援・日中活動先・事業所の連携、精神障害にも対応した地域包括ケアの体制づくり、移行後も相談できる体制や緊急時の対応が必要である
- ・ 地域資源の把握：
必要なサービスが地域で充足されているか、地域の団体とともに検討してほしい。希望者がまず見学・体

験できる体制を市内事業所に整えることが望ましい

- ・ 制度・医療：

金銭管理（日常生活自立支援事業、成年後見制度）の活用モデルや、医療的ケアのある方の移行に必要な設備・看護職員の確保が課題である

- ・ 支援の質：

専門性の高い人材の育成、研修、質の高い事業所の事例共有、運営を支える単価の見直しを求める

（３）福祉施設から一般就労への移行について

障害者福祉計画に関する国の指針では、福祉施設の利用者の一般就労への移行等について具体的な数値目標を達成することとされています。就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行について、現状や課題、必要な支援、今後の見通しなどについてお聞かせください。

- ・ 現状：

障害の重度化・高齢化、体調の波、長期のブランク、保護者の意向などにより、一般就労に直接つながりにくい利用者が多い。一般就労を希望する利用者は年々少なくなっている

- ・ 課題：

企業の障害理解や受け入れ体制には差がある。週５日の通所を前提とする企業が多く、段階的に働ける仕組みが少ない。国の数値目標と、利用者の状況や企業のニーズとの間に開きがあるとの指摘がある

- ・ 必要な支援：

就労定着支援やジョブコーチの活用、就労後も福祉サービスと行き来できる仕組み、企業側の柔軟な勤務形態、障害理解を深める研修、福祉施設と企業の交流・勉強会が挙げられた

- ・ 早期からの支援：

学齢期からの継続的な支援、特別支援学校以外の児童生徒への就労情報の提供が必要

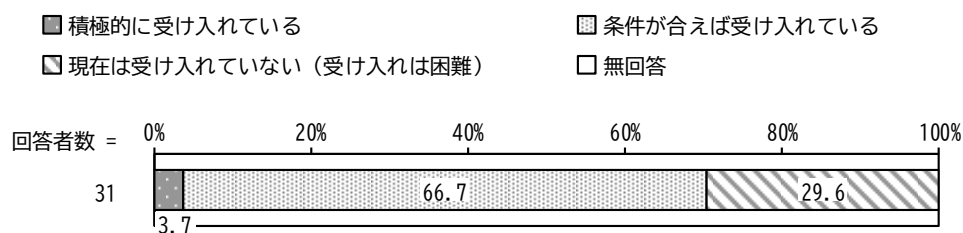
- ・ 行政への期待：

民間事業者と一緒に就労について考える場、自立訓練の再支給の運用、新たに始まった就労選択支援の質の確保を求める

(4) 強度行動障害を有する障害者等への支援について

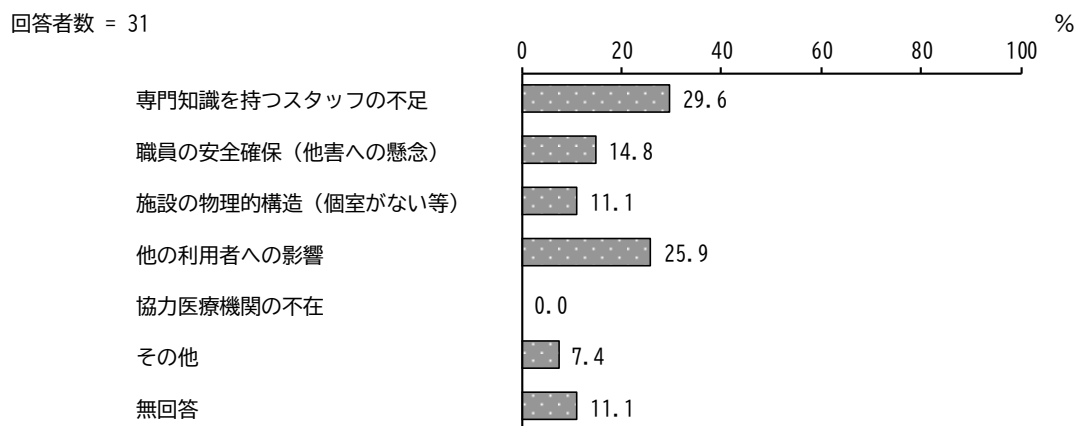
問 10 現在の受入れ状況について

「積極的に受け入れている」の割合が 3.7%、「条件が合えば受け入れている」の割合が 66.7%、「現在は受け入れていない（受け入れは困難）」の割合が 29.6%となっています。



問 11 受入れが困難である場合（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

「専門知識を持つスタッフの不足」の割合が 29.6%と最も高く、次いで「他の利用者への影響」の割合が 25.9%、「職員の安全確保（他害への懸念）」の割合が 14.8%となっています。

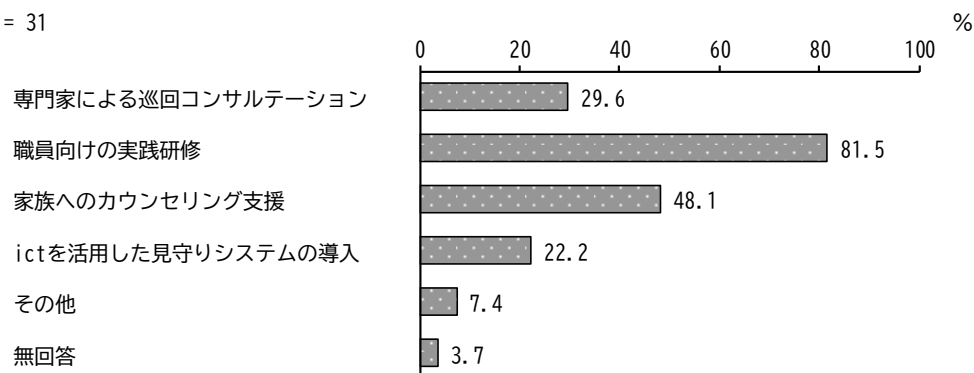


問 12 強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）の修了者数

	合計	平均
強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）の修了者数	81 名	3.2 名

問 13 現場で必要と感じる支援について
(あてはまるものすべてにチェックを入れてください)

回答者数 = 31



問 14 強度行動障害者の地域生活を支えるために、行政に期待する支援があればご記入ください。

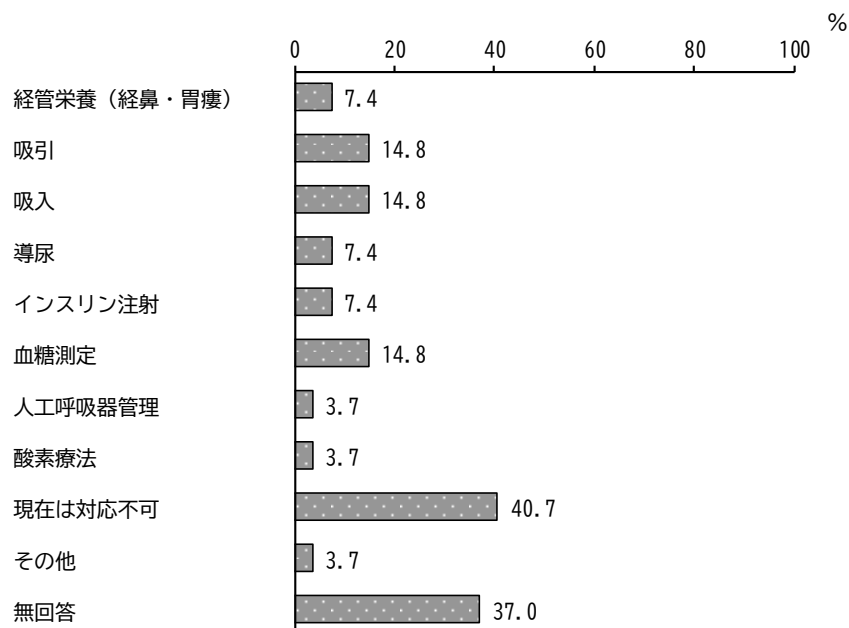
- ・ 報酬：
加算・単価の見直し、人員配置を支える制度の拡充
- ・ 研修・人材：
支援者養成研修の受講支援、行政主導による市内での研修開催、事例検討会、専門家による巡回・助言
- ・ 相談・連携：
基幹相談支援センターへの相談体制、事業所が孤立しないための専門機関との連携、事業所同士が情報交換できる機会
- ・ 理解促進：
家族や地域住民への啓発・学習機会、外出時に受け入れられる環境整備、担当職員の知識の向上。
- ・ 設備：
設備整備や ICT 活用への助成

(5) 障害児支援について

問 15 対応可能な医療的ケアについて

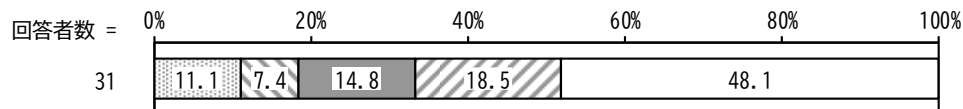
(あてはまるものすべてにチェックを入れてください)

回答者数 = 31



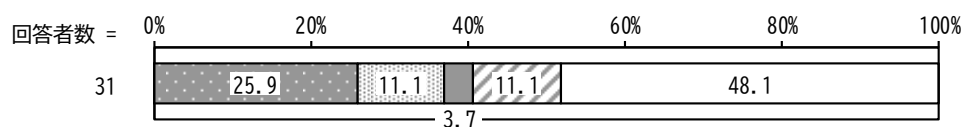
問 16 看護職員の確保状況について

☒ 十分確保できている ☒ 確保できているが欠員が出ると厳しい ☒ 不足している
☒ 確保できず外部委託している ☒ その他 ☒ 無回答



問 17 看護師確保の障壁について

☒ 給与条件のミスマッチ ☒ 医療的ケアの責任の重さ ☒ 手技に対するブランク・不安
☒ 募集を出しても応募がない ☒ その他 ☒ 無回答



問 18 医療的ケア児の受入を促進する上で、ご意見があればご記入ください。

- ・ 受入れ可能な施設が少なく、整備・機器の準備に対する補助があれば促進しやすい
- ・ 医療的なケアを行うため機器等の環境整備
- ・ 看護職員を医療機関並みの給与で確保できないことが課題である

(6) 相談支援体制の充実・強化等について

市では相談支援の体制強化及び機能充実を図るため、市内の計画相談支援事業所の後方支援を行う基幹相談支援センターを令和8年度末から段階的に体制整備を行ってまいります。当該センターに求める機能、役割についてお聞かせください。

- ・ 後方支援：
困難ケースへの助言・同行・調整、事例検討、研修、制度改正や地域資源の情報共有など、相談支援事業所を支える機能
- ・ 総合相談・連携：
身体・知的・精神の分野を分けない総合的な相談、医療・教育・福祉・行政をつなぐ連携の核、虐待防止・権利擁護への対応
- ・ 質の向上：
計画相談支援事業所間の質のばらつきの解消、専門性の向上、サービスの空き状況などの情報提供
- ・ 体制・役割：
センターと各相談支援事業所の役割分担、行政の支援体制や期待する役割の明確化、人材・予算の確保を求める
- ・ 現状の課題：
計画相談支援の新規受入れが難しい状況があり、希望する方が確実に利用できるようにしてほしい

(7) 基幹相談支援センターの愛称を募集します。
(サービスご利用者様の意見も伺ってください)

愛称	理由・思い
つながり	障害のある方やご家族、事業所、学校、医療機関、行政など、地域のさまざまな人や機関を「つなぐ」存在になってほしいという思いを込めました。誰でも呼びやすく、親しみやすい名称を意識しました
ひがしくるめ・ほっと	相談することで「ほっと」安心できる場所でありたいという願いと、地域の温かい（ホットな）支援の拠点になることをイメージしました。地名を入れることで、東久留米市のセンターであることを分かりやすく伝えます
機関相談支援センターひがしくるめ	東久留米への想い
つむぎ	人と人、地域や支援機関をつなぎ、必要な支援と一緒に紡いでいける相談支援センターになってほしいという思いを込めた
東風（こち）	春に吹く東からのやさしい風。利用者への支援の姿勢と、東久留米市の東を重ねました
ツツジ	市の花でもあるツツジは誰でも知っていて、親しまれている。市民から親しみを持ってもらえるような基幹センターになりますようにとの思いを込めています
基幹相談支援センター 麦の穂	東久留米市は水が綺麗で、特産品には柳窪小麦が有名である。小麦は成型により、何にでもなり、人の心を満たすものとなる。穂は実る様子を意味し、基幹が実り豊かに市民の役に立つ存在として親しまれると良い
「庭」もしくは「これくていふ」	どちらも、個々の独自性を尊重しながら、無理なく全体と関わりを持ち個人が全体に関わりながら無理に全体に従わされることのない、社会の多自然ガーデニングの場をイメージしています
基幹相談支援センター『オナガ』	市の鳥としてオナガが制定されており、市のHPの説明にある『オナガどうしは仲がよく、力を合わせて事に当たるという習性があり、市の鳥としてふさわしいといえます』という部分に地域が協力して支援をしていくことを期待したい気持ちと重なる部分があったため

（８）地域生活支援拠点について

障害福祉計画に関する国の指針では、令和 11 年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備することと成果目標となりました。今後は地域生活支援拠点等の確保と、機能充実に向けた運用状況の検証や検討が求められているところです。当市では、民間事業所との協力による面的整備型の地域生活支援拠点等を目指し、設置検討段階です。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備していくことについて、「行政」、「事業所」が取り組むべきこと・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 緊急時の対応：
緊急時のバックアップ体制、受入れ可能な事業所・短期入所先の確保、事業所が孤立しないための専門的助言・調整機能を期待する
- ・ 仕組みづくり：
自立支援協議会のワーキンググループや運営協議会の設置、機能や役割分担の可視化、早期発見・早期介入のための潜在的な要支援者の把握、行政によるアウトリーチを求める
- ・ 医療・高齢化への対応：
医療との連携、障害福祉から介護への円滑な移行、金銭管理や意思決定支援、成年後見制度の見直し・活用が課題である
- ・ 事業所の取組：
横のつながりの強化、体験の場の提供、緊急時に断らない余力づくりを取り組んでほしい。助成があれば宿泊対応等を検討したい。
- ・ 理解・研修：
事業者、行政、地域住民に対する理解促進・研修の実施
- ・ 設置：
市内への早期の設置を求める

3 障害者の地域での生活について

(1) 理解の促進や地域交流について

障害に関する理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについてお伺いします。

- ・ 事業所の取組：
地域のボランティア（資源回収、約 800 件）との交流、店舗・喫茶・ギャラリーの運営、イベント・市報配布への参加などを通じて理解促進を図っている
- ・ 課題：
障害特性への理解は進んでいるが、差別や偏見を感じる場面も残る。協力者の確保が難しく、一事業所では広がりに限界がある
- ・ 行政への期待：
福祉イベントの開催、商業施設等での製品販売の場の確保、市民への啓発・勉強会、ボランティア活動が参加者の利点となる仕組み（地域ポイント等）、社会福祉協議会等との連携を求める

(2) 安全・安心について

障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

- ・ 事業所の取組：
事業継続計画（BCP）の策定、備蓄、避難訓練、災害時協力協定、虐待防止研修など
- ・ 課題：
強度行動障害や精神・知的障害のある方が避難所で過ごすことの難しさ、要配慮個人情報の取扱い
- ・ 行政への期待：
避難・福祉避難所の指針や連携の提示、災害時要支援者登録の活用方法の共有、地域の状況把握、安否確認の通知システム、権利擁護に関する相談体制を求める

（３）生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について

障害のある人の文化芸術活動・スポーツ・地域活動・青年余暇活動などについてお伺いします。

- ・ 現状：
作品展（ぴゅあアート展、「いのち輝け作品展」）、市民まつりのステージ、事業所独自のスポーツ・句会などが貴重な発表・交流の場になっている
- ・ 課題：
特に青年期・土日・日中活動後の余暇のニーズが高いが、担い手や支援体制、参加できる場が少ない。
移動支援・日中一時支援の単価が低く、事業者が参入・継続しにくい
- ・ 行政への期待：
イベントの開催・告知、学校施設の開放、パラスポーツの普及、青年余暇活動の推進、地域支援事業への財政的な支援を求める

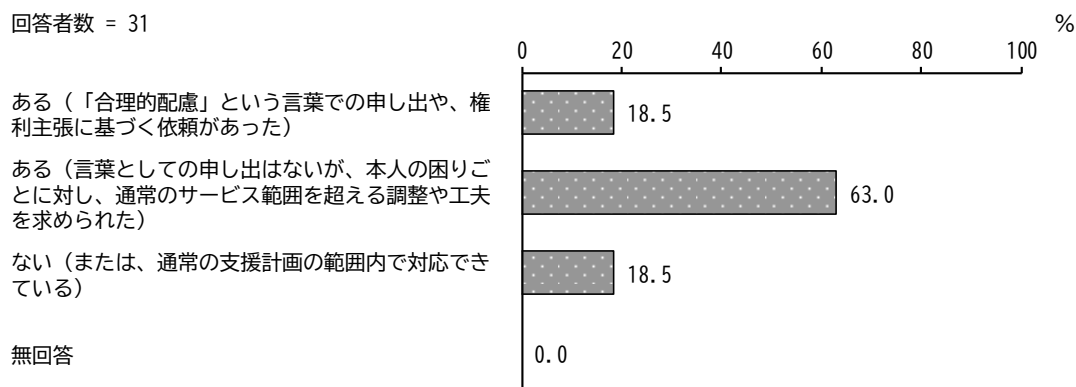
（４）教育・療育

障害のある子ども及び児童生徒の療育・教育についてお伺いします。

- ・ 学齢期の生活習慣や社会性の育ちが、卒業後の地域生活や就労の土台になる。学校・家庭・福祉の切れ目のない連携が必要である
- ・ 不登校や発達特性など、一人ひとりに応じた柔軟な支援体制の充実が必要である
- ・ 特別支援学校の進路指導が就労に比重を置いていることについて、学校でしか経験できない学びも大切にしてほしい
- ・ 放課後等デイサービスの支援内容や質について課題を感じる
- ・ その他：
知的障害の意見書を作成できる医療機関の確保、受給者証の申請手続のオンライン化、不登校の児童が通える場の整備を求める。新規の児童の受入れが難しい事業所もある

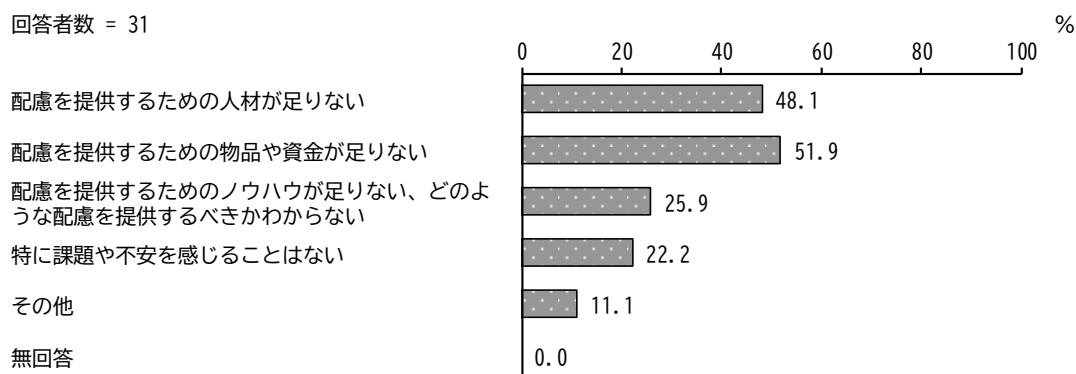
問 19 障害のある方から、サービスの提供に伴い合理的配慮の提供を求められたことはありますか？あてはまるものすべてにチェックを入れてください

回答者数 = 31



問 20 令和6年4月1日から合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されています。義務化に伴い、貴事業所では、どのような課題や不安を感じますか あてはまるものすべてにチェックを入れてください

回答者数 = 31



問 21 その他、市の障害者に関する施策についてご意見やご要望があればご記入ください

- ・ 事業所と市の意見交換：
施設代表者会等を定期的に開催し、市の課題について話し合う機会、障害福祉課と気軽に相談・交流できる機会を求める
- ・ 地域支援事業：
単価が他市より低く、事業所の運営負担が大きいため、現場の実態に合わせた単価設定や制度運用の検討を求める。制度・基準の変更時には、事業所や保護者の声を聴いてほしい
- ・ 手続・事務：
補装具の申請手続の進捗状況の明確化、書類様式の整備、生活保護受給者の情報共有、職員異動時の継続性への配慮を求める
- ・ 予算・理念：
居宅支援や地域生活支援事業の充実に向けた市独自予算の確保、市としての障害者福祉の理念・展望の明確化、財政的支援とコーディネート機能の発揮を求める
- ・ 精神障害・相談：
精神障害への啓発、ひきこもり支援と障害福祉の連携による居場所づくり、事業者・現場へのヒアリングや視察を定期的に行うことを求める
- ・ 送迎：
土日のグループホームと自宅間の送迎の依頼が増えている

Ⅲ 団体ヒアリング調査

1 貴団体の活動状況・課題について

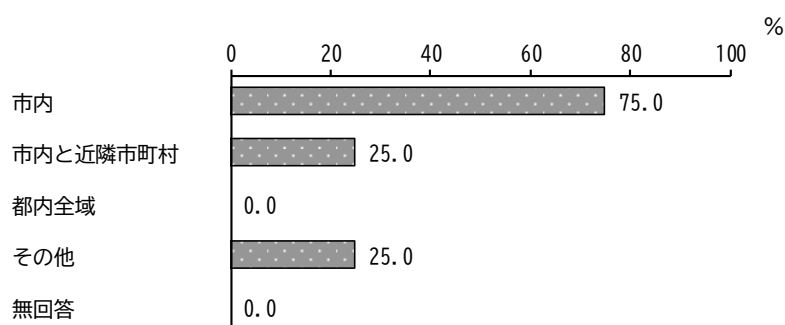
問3 構成員（人数）令和8年4月1日時点

	合計	平均
構成員	140 名	35 名

問4 活動範囲

「市内」が3件、「市内と近隣市町村」が1件となっています。

回答者数 = 4



問5 主な活動場所

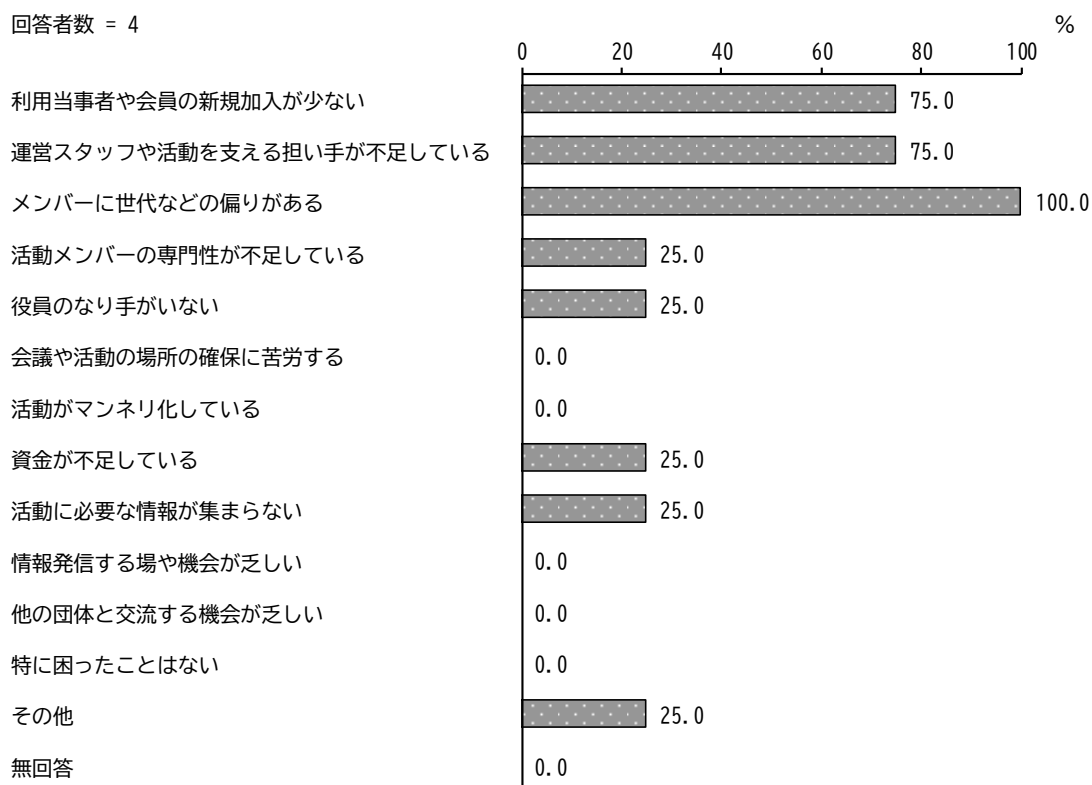
- ・ 清瀬市中里の校舎
- ・ さいわい福祉センター
- ・ さいわい福祉センター
- ・ 市民プラザ、さいわい福祉センター

問6 現在、行っている活動の概要や目的について、ご記入ください。

- ・ 知的障害のある小学部児童と中学部生徒の教育活動。自立と社会参加、共生社会の実現を目指している
- ・ 月一回の例会、会報発行 目的:会員相互の親睦と情報交換
- ・ 視覚障害者の懇談・懇親、外出の機会（徒歩訓練）
- ・ 手話やろう文化の普及活動、手話体験会や市民手話まつり等啓発活動、聴覚障害理解を深める講座や講演会の開催

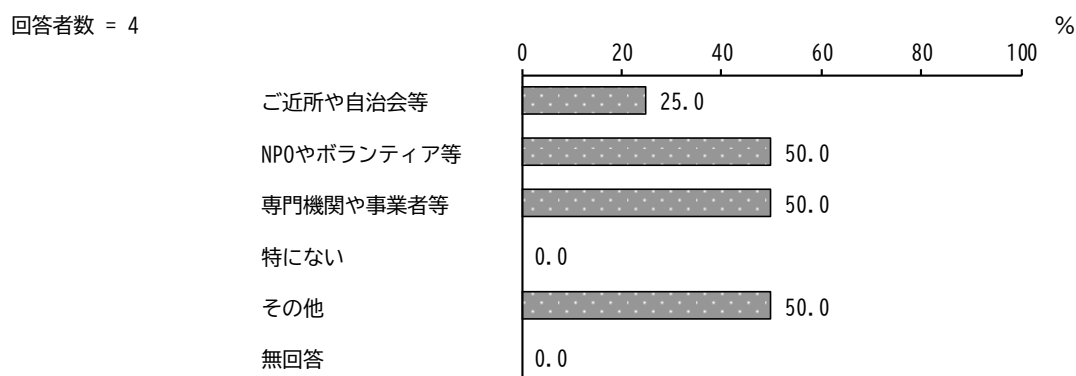
問7 貴団体で、現在の活動や対応を充実する上で課題と考えることはなんですか。
(あてはまるものすべてにチェックをお願いします)

「メンバーに世代などの偏りがある」が4件、「利用当事者や会員の新規加入が少ない」、「運営スタッフや活動を支える担い手が不足している」が3件となっています。



問8 貴団体が活動する中で、連携・協力している機関や団体などがありますか。
(あてはまるものすべてにチェックをお願いします)

「ご近所や自治会等」が1件、「NPO やボランティア等」、「専門機関や事業者等」が2件となっています。



問9 前問でお答えいただいた機関や団体などと、連携・協力している内容について、具体的にご記入ください。

- ・ 自治会、市、消防・警察等と教育活動で連携している
- ・ 署名活動、情報交換、広報活動を行っている
- ・ 社会福祉協議会と、情報共有、居場所づくり、チラシ作成、入会案内、ボランティアガイドで協力している
- ・ 手話による交流、ボランティアスクール、市民手話まつり等を行っている

2 障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

(1) 理解の促進や地域交流について

障害に関する理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについて伺います。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 現状・課題：
障害理解は進んでいるが、障害のある人となない人が日常的に関わる段階には至っていない。聴覚障害は外見からわかりにくく、誤解や情報保障の不足がある。中途失明者など新たに情報を必要とする人に情報が届いていない
- ・ 団体の取組：
小学校4年生向けの授業への講師派遣（アイマスク体験等）、手話体験会、啓発講座を行っている
- ・ 行政への期待：
幼少期からの啓発、子どもの社会参加の機会、市主催事業への手話通訳・要約筆記の配置、会の情報の周知（手帳取得者への紹介等）、難病（パーキンソン病）の周知

(2) 地域移行について

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活に移行できるよう、地域移行を推進しています。グループホームへの移行や日中活動など、施設入所者等が地域生活へ移行する上で必要な支援や課題等についてお聞かせください。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 現状・課題：
グループホームや短期入所の整備、高齢の視覚障害者が一人暮らしで生活が困難になった際の対応、聴覚障害者の相談先・コミュニケーション支援が不足している
- ・ 行政への期待：
受け皿となるサービスの充実、継続的な相談支援体制、手話通訳等の情報保障、グループホーム・福祉サービス情報の分かりやすい提供、差別・偏見をなくすための正しい情報の周知
- ・ 団体の取組：
当事者同士の交流、地域生活に関する情報提供、相談支援への協力

(3) 安全・安心について

障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 課題：
災害時の避難、避難所での情報保障、音声情報だけでは状況を把握できない点
- ・ 行政への期待：
個別避難計画（地域のキーパーソンを明確にしたもの）の策定支援、災害時の情報の文字・手話での発信、避難所への手話通訳者の派遣体制、福祉避難所の円滑な開設、個人情報に配慮した迅速な支援
- ・ 団体の取組：
自助・共助の取組、防災学習会・避難訓練への協力

(4) 雇用・就労、経済的自立への支援について

障害のある人の雇用・就労、経済的自立への支援についてお伺いします。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 課題：
職種・受入先が限られ、特に若い視覚障害者の一般就労が難しい。コミュニケーション面の配慮不足による離職や、合理的配慮への理解の差がある
- ・ 行政への期待：
企業への理解促進・雇用創出の支援、市などの行政機関・公的施設による率先した雇用、職場での手話通訳・情報保障、就労後の定着支援、可能な限り同等の報酬が得られること

(5) 教育・療育について

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築について、また重症心身障害児や医療的ケア児等支援についてお聞かせください。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 課題：
関係機関の情報共有、早期から適切な支援を受けられる環境、インクルーシブ教育における情報保障
- ・ 行政への期待：
教育・福祉・医療の連携強化、早期発見・早期支援、学校での手話通訳・情報保障、保護者支援

（６）相談支援体制の充実・強化等について

市では相談支援の体制強化及び機能充実を図るため、市内の計画相談支援事業所の後方支援を行う基幹相談支援センターを令和８年度末から段階的に体制整備を行ってまいります。当該センターに求める機能、役割についてお聞かせください。

- ・ 困難なケースへの支援、関係機関との連携調整など、中心的な相談窓口としての役割を期待する
- ・ どこに相談すればよいかわかりにくいため、気軽に何でも相談できる第一窓口、行政と相談者の間に入る第三者的な役割を求める意見があった
- ・ 手話で相談できる窓口、センターへの手話通訳の配置、オンライン手話通訳の活用を求める
- ・ 困難なケースへの支援や関係機関との連携調整など、中心的な相談窓口としての役割を期待します

（７）基幹相談支援センターの愛称を募集します。

愛称	理由・思い
「みらい支援センター東久留米」	親しみやすく、明るい展望の名称にしました。
緊急時おたすけセンター	必要な時な活用できるように

（８）地域生活支援拠点について

障害福祉計画に関する国の指針では、令和 11 年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点等を整備することと成果目標になりました。今後は地域生活支援拠点等の確保と、機能充実に向けた運用状況の検証や検討が求められているところです。当市では、民間事業所との協力による面的整備型の地域生活支援拠点等を目指し、設置検討段階です。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備していくことについて、「行政」、「事業所」が取り組むべきこと・できることなどがありましたらお聞かせください。

- ・ 高齢化や親亡き後への不安があり、受入れ先の不足、短期入所・体験利用の充実が求められている
- ・ 24 時間の相談体制、緊急受入れ時の情報保障、事業所による聴覚障害者へのコミュニケーション配慮、公的支援の充実を求める

3 障害者の地域での生活について

(1) 理解の促進や地域交流について

障害に関する理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについてお伺いします。

- ・ 理解促進・交流：継続的な交流事業の仕組みづくり、正しい情報の周知徹底

(2) 安全・安心について

障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

- ・ 福祉避難所の円滑な開設の仕組み、個人情報に配慮した迅速な対応

(3) 生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について

障害のある人の文化芸術活動・スポーツ・地域活動・青年余暇活動などについてお伺いします。

- ・ 地域施設の利用促進、展示スペース等の提供

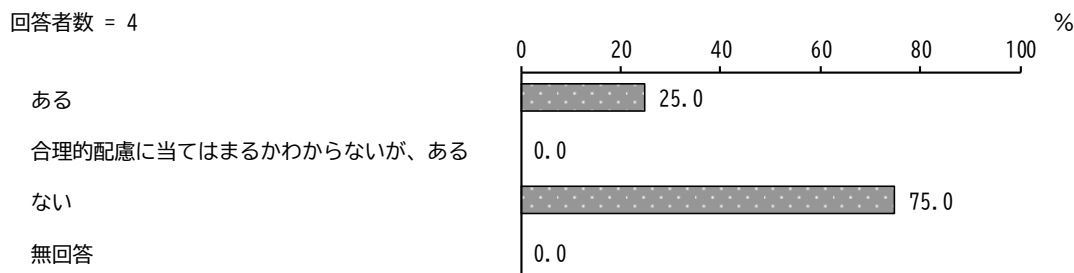
(4) 教育・療育について

障害のある子ども及び児童生徒の療育・教育についてお伺いします。

- ・ 幼児期からの切れ目ない支援体制、インクルーシブ教育

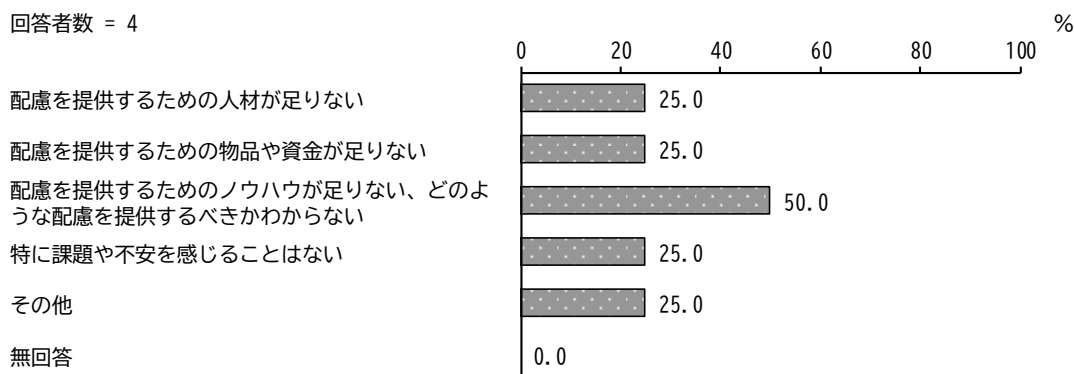
問 10 障害のある方から、サービスの提供に伴い合理的配慮の提供を求められたことはありますか。あてはまるものすべてにチェックを入れてください（必須）

「ある」が1件、「ない」が3件となっています。



問 11 令和6年4月1日から合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されています。義務化に伴い、貴団体では、どのような課題や不安を感じますか。あてはまるものすべてにチェックを入れてください（必須）

「配慮を提供するための人材が足りない」、「配慮を提供するための物品や資金が足りない」が1件、「配慮を提供するためのノウハウが足りない、どのような配慮を提供すべきかわからない」が2件となっています。



問 12 その他、市の障害者に関する施策についてご意見やご要望があればご記入ください

- ・ 公的支援の充実を望みます
- ・ 視覚障害：高齢の視覚障害者が地域で生活が続けられる受け皿の充実、スマートフォンの使い方教室等のデジタル支援、中途失明者への情報提供と孤立防止を求める。
- ・ 聴覚障害：
市役所への手話通訳者の常時配置、全国手話言語市区長会への加盟、緊急時・休日にも対応できる手話通訳派遣の申請、広報・配付文書へのQRコード付き手話動画の導入を求める。
- ・ 青年・成人期の余暇活動：計画における位置づけの明確化と具体的な施策化、継続的で安定した活動の場の確保、東京都の「区市町村障害者の居場所づくり促進事業」の活用についての市の見解と展望の提示を求める

IV 資料

事業所ヒアリング調査票

貴事業所の皆様には、日ごろから本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、東久留米市では、計画期間の満了に伴い、新たに障害福祉施策の方向性や障害福祉サービスの提供に関する計画の策定を進めているところです。

つきましては、障害福祉分野で活動されている皆様を対象に、活動の状況や障害者に関する取り組み、お考えなどをお聞かせいただくために、ヒアリング調査を実施させていただきたいと思っております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

東久留米市障害者計画 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定のためのアンケートフォーム

記入方法

- 質問に対する意見がない場合は、その欄は空白のままにさせていただき、「なし」とお書きください。
- 付属資料として既存の資料がある場合は、障害福祉課までメールで送付をお願いします。
- 貴法人で運営している障害福祉サービス等事業所、障害児通所支援事業所等の意見を取りまとめ、法人単位でご回答ください。
- ご回答は6月12日（金）までにお寄せください。
- 個人情報（また個人の特定につながる情報）や特定の人物・組織等への批判は記入しないでください。
- 本調査の結果は計画策定のための委員会（住民や事業者、有識者等により構成されている計画案の検討・承認組織）にて、資料として公表予定です。（その際には、どの事業所がどう発言したかという詳細は公表せず、全ての事業所の意見を取りまとめた形で公表する予定です）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 東久留米市 福祉保健部障害福祉課 管理係

電話：042-470-7747 FAX：042-475-8181

E-mail：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

1 貴事業所について

Q1. 事業所名 必須

0 / 60000

Q2. 組織形態（あてはまるもの1つにチェックを入れてください）

必須

- ☐ 1. 社会福祉法人
- ☐ 2. 一般社団法人
- ☐ 3. 特定非営利活動法人（NPO）
- ☐ 4. 株式会社・合同会社
- ☐ 5. 医療法人
- ☐ 6. 市町村
- ☐ その他

職員数 令和8年4月1日時点

常勤 必須

50 人

非常勤 必須

50 人

事業所開設年（西暦で入力してください） 必須

2023 年

Q3. 現在実施しているサービス（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

訪問系サービス

- ☐ 1. 居宅介護
- ☐ 2. 重度訪問介護
- ☐ 3. 同行援護
- ☐ 4. 行動援護
- ☐ 5. 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ☐ 6. 生活介護
- ☐ 7. 療養介護
- ☐ 8. 短期入所（ショートステイ）
- ☐ 9. 自立訓練（機能訓練）
- ☐ 10. 自立訓練（生活訓練）
- ☐ 11. 就労移行支援
- ☐ 12. 就労継続支援（A型）
- ☐ 13. 就労継続支援（B型）
- ☐ 14. 就労定着支援
- ☐ 15. 就労選択支援

居住系サービス

- ☐ 16. 自立生活援助
- ☐ 17. 共同生活援助（グループホーム）
- ☐ 18. 施設入所支援

相談支援

- ☐ 19. 計画相談支援
- ☐ 20. 地域移行支援
- ☐ 21. 地域定着支援

地域生活支援事業

- ☐ 22. 移動支援事業
- ☐ 23. 地域活動支援センター事業
- ☐ 24. 日中一時支援事業
- ☐ 25. 訪問入浴サービス事業

障害児を対象としたサービス

- ☐ 26. 児童発達支援
- ☐ 27. 放課後等デイサービス
- ☐ 28. 保育所等訪問支援
- ☐ 29. 居宅訪問型児童発達支援
- ☐ 30. 医療型児童発達支援
- ☐ 31. 障害児相談支援

その他のサービス

- ☐ 32. 保育所・幼稚園・こども園における預かり
- ☐ 33. 福祉型障害児入所施設
- ☐ 34. 医療型障害児入所施設
- ☐ その他

Q4. 今後新規・拡大を予定しているサービス（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

訪問系サービス

- ☐ 1. 居宅介護
- ☐ 2. 重度訪問介護
- ☐ 3. 同行援護
- ☐ 4. 行動援護
- ☐ 5. 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ☐ 6. 生活介護
- ☐ 7. 療養介護
- ☐ 8. 短期入所（ショートステイ）
- ☐ 9. 自立訓練（機能訓練）
- ☐ 10. 自立訓練（生活訓練）
- ☐ 11. 就労移行支援
- ☐ 12. 就労継続支援（A型）
- ☐ 13. 就労継続支援（B型）
- ☐ 14. 就労定着支援
- ☐ 15. 就労選択支援

居住系サービス

- ☐ 16. 自立生活援助
- ☐ 17. 共同生活援助（グループホーム）
- ☐ 18. 施設入所支援

相談支援

- ☐ 19. 計画相談支援
- ☐ 20. 地域移行支援
- ☐ 21. 地域定着支援

地域生活支援事業

- ☐ 22. 移動支援事業
- ☐ 23. 地域活動支援センター事業
- ☐ 24. 日中一時支援事業
- ☐ 25. 訪問入浴サービス事業

障害児を対象としたサービス

- ☐ 26. 児童発達支援
- ☐ 27. 放課後等デイサービス
- ☐ 28. 保育所等訪問支援
- ☐ 29. 居宅訪問型児童発達支援
- ☐ 30. 医療型児童発達支援
- ☐ 31. 障害児相談支援

その他のサービス

- ☐ 32. 保育所・幼稚園・こども園における預かり
- ☐ 33. 福祉型障害児入所施設
- ☐ 34. 医療型障害児入所施設
- ☐ その他

Q5. 今後廃止・縮小を予定しているサービス（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

訪問系サービス

- ☐ 1. 居宅介護
- ☐ 2. 重度訪問介護
- ☐ 3. 同行援護
- ☐ 4. 行動援護
- ☐ 5. 重度障害者等包括支援

日中活動系サービス

- ☐ 6. 生活介護
- ☐ 7. 療養介護
- ☐ 8. 短期入所（ショートステイ）
- ☐ 9. 自立訓練（機能訓練）
- ☐ 10. 自立訓練（生活訓練）
- ☐ 11. 就労移行支援
- ☐ 12. 就労継続支援（A型）
- ☐ 13. 就労継続支援（B型）
- ☐ 14. 就労定着支援
- ☐ 15. 就労選択支援

居住系サービス

- ☐ 16. 自立生活援助
- ☐ 17. 共同生活援助（グループホーム）
- ☐ 18. 施設入所支援

相談支援

- ☐ 19. 計画相談支援
- ☐ 20. 地域移行支援
- ☐ 21. 地域定着支援

地域生活支援事業

- ☐ 22. 移動支援事業
- ☐ 23. 地域活動支援センター事業
- ☐ 24. 日中一時支援事業
- ☐ 25. 訪問入浴サービス事業

障害児を対象としたサービス

- ☐ 26. 児童発達支援
- ☐ 27. 放課後等デイサービス
- ☐ 28. 保育所等訪問支援
- ☐ 29. 居宅訪問型児童発達支援
- ☐ 30. 医療型児童発達支援
- ☐ 31. 障害児相談支援

その他のサービス

- ☐ 32. 保育所・幼稚園・こども園における預かり
- ☐ 33. 福祉型障害児入所施設
- ☐ 34. 医療型障害児入所施設
- ☐ その他

Q6. 事業の運営を進めていく上で、課題や問題を感じることはありますか

あてはまるものすべてにチェックを入れてください

- ☐ 1. 職員の確保が難しい
- ☐ 2. 利用者の確保が難しい
- ☐ 3. 職員の労働条件の改善が難しい
- ☐ 4. 職員の資質向上を図ることが難しい
- ☐ 5. 行政と連携をとることが難しい
- ☐ 6. 経営経費・活動資金が不足している
- ☐ 7. 制度が複雑、改正が頻回で、理解が難しい
- ☐ 8. 老朽化への対応やバリアフリー化など施設・設備の改善が難しい
- ☐ 9. 特に問題を感じることはない
- ☐ その他

Q7. 法人や事業所の運営にあたっての課題について、Q2でお答えいただいた内容を含め、具体的にご記入ください

0 / 60000

Q8. 事業を運営する中で、連携・協力している機関や団体などがありますか 必須

あてはまるものすべてにチェックを入れてください 必須

- ☐ 1. ご近所や地域組織等

- ☐ 2. NPOやボランティア等
- ☐ 3. 専門機関や事業者等
- ☐ 4. 特にない
- ☐ その他

Q9. Q7でお答えいただいた機関や団体などと、連携・協力している内容について、具体的にご記入ください

0 / 60000

2 障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

各分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「事業所」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

（１）障害福祉人材の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上について

障害福祉人材の確保・定着に関する取組（専門性を高めるための研修の実施や多職種間の連携の推進、現場が働きがいのある魅力的な職場であることの積極的な周知・広報等、職員の処遇改善等による職場環境の整備やハラスメント対策、ＩＣＴ・ロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化など）について、また障害福祉サービスの質の向上への取組についてお聞かせください。

0 / 60000

(2) 地域移行について

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活に移行できるよう、地域移行を推進しています。グループホームへの移行や日中活動など、施設入所者等が地域生活へ移行する上で必要な支援や課題等についてお聞かせください。

0 / 60000

(3) 福祉施設から一般就労への移行について

障害福祉計画に関する国の指針では、福祉施設の利用者の一般就労への移行等について具体的な数値目標を達成することとされています。就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業）を通じた一般就労への移行について、現状や課題、必要な支援、今後の見通しなどについてお聞かせください。

0 / 60000

(4) 強度行動障害を有する障害者等への支援について

強度行動障害や高次脳機能障害を有する障害のある人、医療的ケアを必要とする人の支援ニーズやニーズに基づく支援体制の整備についてお聞かせください。

Q10. 現在の受入れ状況について

- ☐ 積極的に受け入れている
- ☐ 条件が合えば受け入れている
- ☐ 現在は受け入れていない（受け入れは困難）

Q11. 受入れが困難である場合（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

- ☐ 専門知識を持つスタッフの不足
- ☐ 職員の安全確保（他害への懸念）
- ☐ 施設の物理的構造（個室がない等）
- ☐ 他の利用者への影響
- ☐ 協力医療機関の不在
- ☐ その他

Q12. 強度行動障害者支援者養成研修（基礎・実践）の修了者数

_____ 名

Q13. 現場で必要と感じる支援について（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

- ☐ 専門家による巡回コンサルテーション
- ☐ 職員向けの実践研修
- ☐ 家族へのカウンセリング支援
- ☐ ictを活用した見守りシステムの導入
- ☐ その他

Q14. 強度行動障害者の地域生活を支えるために、行政に期待する支援があればご記入ください。

0 / 60000

(5) 障害児支援について

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築について、また重症心身障害児や医療的ケア児等支援についてお聞かせください。

Q15. 対応可能な医療的ケアについて（あてはまるものすべてにチェックを入れてください）

- ☐ 経管栄養（経鼻・胃瘻）
- ☐ 吸引
- ☐ 吸入
- ☐ 導尿
- ☐ インスリン注射
- ☐ 血糖測定
- ☐ 人工呼吸器管理
- ☐ 酸素療法
- ☐ 現在是对应不可
- ☐ その他

Q16. 看護職員の確保状況について

- ☐ 十分確保できている

- ☐ 確保できているが欠員が出ると厳しい
- ☐ 不足している
- ☐ 確保できず外部委託している
- ☐ その他

Q17. 看護師確保の障壁について

- ☐ 給与条件のミスマッチ
- ☐ 医療的ケアの責任の重さ
- ☐ 手技に対するブランク・不安
- ☐ 募集を出しても応募がない
- ☐ その他

Q18. 医療的ケア児の受入を促進する上で、ご意見があればご記入ください。

0 / 60000

（6）相談支援体制の充実・強化等について

市では相談支援の体制強化及び機能充実を図るため、市内の計画相談支援事業所の後方支援を行う基幹相談支援センターを8年度末から段階的に体制整備を行ってまいります。当該センターに求める機能、役割についてお聞かせください。

0 / 60000

（7）基幹相談支援センターの愛称を募集します。（サービスご利用者様の意見も伺ってください）

記載ルール（最大2つまで）

- ・誰もが呼びやすく、覚えやすいもの
- ・市民や利用者に愛され、親しまれる名称
- ・応募者の創作による未発表の作品である（他の施設名称や商標などに類似していない）
- ・表記方法:漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字のいずれかを使用すること
- ・公序良俗に反しないもの
- ・第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの
- ・企業名や個人名が記載されたものは無効とする

愛称

0 / 60000

理由・思い

0 / 60000

（８）地域生活支援拠点について

障害福祉計画に関する国の指針では、令和11年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を整備することと成果目標になりました。今後は地域生活支援拠点等の確保と、機能充実に向けた運用状況の検証や検討が求められているところです。当市では、民間事業所との協力による面的整備型の地域生活支援拠点等を目指し、設置検討段階です。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備していくことについて、「行政」、「事業所」が取り組むべきこと・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

３ 障害者の地域での生活について

各分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「事業所」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

(1) 理解の促進や地域交流について：障害に関しての理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについてお伺いします。

0 / 60000

(2) 安全・安心について：障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

0 / 60000

(3) 生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について：障害のある人の文化芸術活動・スポーツ・地域活動・青年余暇活動などについてお伺いします。

0 / 60000

(4) 教育・療育：障害のある子ども及び児童生徒の療育・教育についてお伺いします。

0 / 60000

Q19. 障害のある方から、サービスの提供に伴い合理的配慮の提供を求められたことはありますか？ 必須

あてはまるものすべてにチェックを入れてください 必須

- ☐ 1. ある（「合理的配慮」という言葉での申し出や、権利主張に基づく依頼があった）
- ☐ 2. ある（言葉としての申し出はないが、本人の困りごとに対し、通常のサービス範囲を超える調整や工夫を求められた）
- ☐ 3. ない（または、通常の支援計画の範囲内で対応できている）

Q20. 令和6年4月1日から合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されています。義務化に伴い、貴事業所では、どのような課題や不安を感じますか 必須

あてはまるものすべてにチェックを入れてください 必須

- ☐ 1. 配慮を提供するための人材が足りない
- ☐ 2. 配慮を提供するための物品や資金が足りない
- ☐ 3. 配慮を提供するためのノウハウが足りない、どのような配慮を提供すべきかわからない
- ☐ 4. 特に課題や不安を感じることはない
- ☐ その他

Q21. その他、市の障害者に関する施策についてご意見やご要望があればご記入ください

0 / 60000

→ 確認画面へ進む

 入力内容を一時保存する

貴事業所の皆様には、日ごろから本市の障害福祉行政にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

現在、東久留米市では、計画期間の満了に伴い、新たに障害福祉施策の方向性や障害福祉サービスの提供に関する計画の策定を進めているところです。

つきましては、障害福祉分野で活動されている皆様を対象に、活動の状況や障害者に関する取り組み、お考えなどをお聞かせいただくために、ヒアリング調査を実施させていただきたいと思っております。

お忙しいところ大変恐縮ですが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

東久留米市障害者計画 第8期障害福祉計画・第4期障害児福祉計画策定のためのアンケートフォーム

記入方法

- 質問に対する意見がない場合は、その欄は空白のままにしてください、「なし」とお書きください。
- 付属資料として既存の資料がある場合は、障害福祉課までメールで送付をお願いします。
- この団体ヒアリング調査は、障害のある人を取り巻く現状や課題、今後の方向性などに関する意向などをお聞きするものです。
貴団体の皆さまや周囲の障害のある人々のお考えなどを含め、総体的な現状をお聞かせください。
- ご回答は6月12日（金）までにお寄せください。
- 個人情報（また個人の特定につながる情報）や特定の人物・組織等への批判は記入しないでください。
- 本調査の結果は計画策定のための委員会（住民や事業者、有識者等により構成されている計画案の検討・承認組織）にて、資料として公表予定です。（その際には、どの事業所がどう発言したかという詳細は公表せず、全ての事業所の意見を取りまとめた形で公表する予定です）
- ご不明な点がございましたら、下記までお問い合わせください。

【問い合わせ先】 東久留米市 福祉保健部障害福祉課 管理係
電話：042-470-7747 FAX：042-475-8181
E-mail：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

1 貴団体の活動状況・課題について

Q1. 団体名

0 / 60000

Q2. 代表者名

0 / 60000

Q3. 構成員（人数）令和8年4月1日時点

0 / 60000

Q4. 活動範囲

- ☐ 市内
- ☐ 市内と近隣市町村
- ☐ 都内全域
- ☐ その他

Q5. 主な活動場所

0 / 60000

Q6. 現在、行っている活動の概要や目的について、ご記入ください。

Q7. 問2 貴団体で、現在の活動や対応を充実する上で課題と考えることはなんですか。

(あてはまるものすべてにチェックをお願いします)

- ☐ 利用当事者や会員の新規加入が少ない
- ☐ 運営スタッフや活動を支える担い手が不足している
- ☐ メンバーに世代などの偏りがある
- ☐ 活動メンバーの専門性が不足している
- ☐ 役員のなり手がいない
- ☐ 会議や活動の場所の確保に苦労する
- ☐ 活動がマンネリ化している
- ☐ 資金が不足している
- ☐ 活動に必要な情報が集まらない
- ☐ 情報発信する場や機会が乏しい
- ☐ 他の団体と交流する機会が乏しい
- ☐ 特に困ったことはない
- ☐ その他

Q8. 貴団体が活動する中で、連携・協力している機関や団体などがありますか。

(あてはまるものすべてにチェックをお願いします)

- ☐ ご近所や自治会等

- ☐ NPOやボランティア等
- ☐ 専門機関や事業者等
- ☐ 特にない
- ☐ その他

Q9. 前問でお答えいただいた機関や団体などと、連携・協力している内容について、具体的にご記入ください。

0 / 60000

2 障害福祉に関する現状や課題、今後の方向性について

※貴団体と直接関係しない質問についても、市全体に関するご意見として、できる限りご記入いただくようお願いいたします。

※ご記入が難しい項目につきましては、ご記入いただかなくても構いません。

(1) 理解の促進や地域交流について

障害に関する理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについてお伺いします。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。

また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

(2) 地域移行について

障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活に移行できるよう、地域移行を推進しています。グループホームへの移行や日中活動など、施設入所者等が地域生活へ移行する上で必

要な支援や課題等についてお聞かせください。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。

また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

(3) 安全・安心について

障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。

また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

(4) 雇用・就労、経済的自立への支援について

障害のある人の雇用・就労、経済的自立への支援についてお伺いします。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。

また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

(5) 教育・療育について

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築や、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築について、また重症心身障害児や医療的ケア児等支援についてお聞かせください。

■この分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。

また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「団体」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

0 / 60000

（６）相談支援体制の充実・強化等について

市では相談支援の体制強化及び機能充実を図るため、市内の計画相談支援事業所の後方支援を行う基幹相談センターを８年度末から段階的に体制整備を行ってまいります。当該センターに求める機能、役割についてお聞かせください。

0 / 60000

（７）基幹相談支援センターの愛称を募集します。

記載ルール（最大２つまで）

- ・誰もが呼びやすく、覚えやすいもの
- ・市民や利用者に愛され、親しまれる名称
- ・応募者の創作による未発表の作品である（他の施設名称や商標などに類似していない）
- ・表記方法:漢字、ひらがな、カタカナ、アルファベット、数字のいずれかを使用すること
- ・公序良俗に反しないもの
- ・第三者の著作権、商標権などの知的財産権を侵害しないもの
- ・企業名や個人名が記載されたものは無効とする

愛称

0 / 60000

理由・思い

（８）地域生活支援拠点について

障害福祉計画に関する国の指針では、令和11年度末までに各市町村又は各圏域に地域生活支援拠点を整備することと成果目標になりました。今後は地域生活支援拠点の確保と、機能充実に向けた運用状況の検証や検討が求められているところです。当市では、民間事業所との協力による面的整備型の地域生活支援拠点を目指し、設置検討段階です。

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、緊急時の対応や施設等からの地域移行を支援する地域生活支援拠点等を整備していくことについて、「行政」、「事業所」が取り組むべきこと・できることなどがありましたらお聞かせください。

3 障害者の地域での生活について

各分野における現状や問題点、課題についてお聞かせください。また、その解決のために、「行政」が取り組むべきこと、「事業所」として取り組んでいること・できることなどがありましたらお聞かせください。

（１）理解の促進や地域交流について：障害に関する理解の促進や障害のある人へのボランティア活動の推進、障害のある人の地域社会への参加、差別の解消などについてお伺いします。

（２）安全・安心について：障害のある人への災害・緊急時の支援、地域の見守り支援、権利擁護などについてお伺いします。

0 / 60000

(3) 生涯学習（文化芸術・スポーツ・余暇活動）について：障害のある人の文化芸術活動・スポーツ・地域活動・青年余暇活動などについてお伺いします。

0 / 60000

(4) 教育・療育：障害のある子ども及び児童生徒の療育・教育についてお伺いします。

0 / 60000

Q10. 障害のある方から、サービスの提供に伴い合理的配慮の提供を求められたことはありますか 必須

あてはまるものすべてにチェックを入れてください 必須

- ☐ 1. ある
- ☐ 2. 合理的配慮に当てはまるかわからないが、ある
- ☐ 3. ない

Q11. 令和6年4月1日から合理的配慮の提供義務が民間事業者にも拡大されています。義務化に伴い、貴事業所では、どのような課題や不安を感じますか 必須

あてはまるものすべてにチェックを入れてください 必須

- ☐ 1. 配慮を提供するための人材が足りない
- ☐ 2. 配慮を提供するための物品や資金が足りない
- ☐ 3. 配慮を提供するためのノウハウが足りない、どのような配慮を提供すべきかわからない
- ☐ 4. 特に課題や不安を感じることはない
- ☐ その他

Q12. その他、市の障害者に関する施策についてご意見やご要望があればご記入ください

0 / 60000

→ 確認画面へ進む

 入力内容を一時保存する



Powered by LoGoフォーム -

© TRUSTBANK, Inc.

[利用規約](#) [プライバシーポリシー](#)

東久留米市
障害者施策に関するアンケート調査
事業所・団体報告書

発行年月：令和8年8月

発行：東久留米市 障害福祉課
〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

電話：042-470-7747